

19 有害使用済機器の保管について

有害使用済機器の保管または処分（再生を含む。）を業として行おうとする場合は、都道府県知事等への届出が必要となります。

また、有害使用済機器保管等業者が保管や処分を行う場合は、保管等の基準を遵守する必要があります。

[解説]

◎ 有害使用済機器とは

[法17条の2関係]

使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象機器32品目（家電4品目及び小型家電28品目）が指定されています。

(1) 有害使用済機器の保管等に係る届出について

有害使用済機器の保管又は処分（再生を含む。）を行おうとする者は、事業開始の10日前までに、業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等への届出が義務づけられています。

ただし、次の届出の除外事由に該当する場合は、届出をする必要はありません。

- ①法に定める許可、認定、委託又は指定を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管等を業として行おうとする場合
- ②「保管の用に供する事業場」の敷地面積が100㎡未満の場合
- ③有害使用済機器の保管又は処分以外の事業を本来業務として行う場合であって、その本来業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合（例：製造業者による不良品の買取りによる回収等）

(2) 有害使用済機器の保管及び処分の基準

有害使用済機器の内部には、有害物質や油などが含まれており、不適正な保管や処分が行われた場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や発生した汚水等による周辺土壌または公共水域等の汚染などが懸念されるほか、火災発生のおそれがあるため、有害使用済機器の保管等を行う事業者は、基準を遵守し、適正に保管等を行う必要があります。

●保管の基準

- | | | |
|------------|----------------|-------------|
| ① 囲いの設置 | ② 保管場所への掲示板の設置 | ③ 飛散・流出等の対策 |
| ④ 騒音・振動の防止 | ⑤ 火災・延焼の防止 | ⑥ 公衆衛生の保全 |

●処分の基準

- | | | |
|---------------------|------------|------------|
| ① 飛散・流出等の対策 | ② 騒音・振動の防止 | ③ 火災・延焼の防止 |
| ④ 特定家庭用機器に該当する品目の処分 | | |

(3) 帳簿の作成及び保存の義務

有害使用済機器保管等業者は、事業場ごとに帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について、次の内容を記載しなければなりません。

帳簿は毎月末までに、前月中における内容について記載を終了していなければならない。また、1年ごとに閉鎖した帳簿は、閉鎖後5年間、事業場ごとに保存しなければならない。

●保管

受入年月日、受入先ごとの受入量及び品目、搬出年月日、搬出量及び品目

●処分及び再生

処分等の年月日、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び品目、処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他のものの持出年月日、持出先ごとの持出量、処分又は再生した有害使用済機器の品目

※有害使用済機器の保管等に関する詳細は、「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」（環境省）を御覧ください（<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/guideline.pdf>）。